

第二章 専利願書

1.発明の名称.....	2
2.出願人.....	2
3.発明者.....	3
4.代理人.....	3
5.住所.....	3
6.声明事項.....	4
7. その他の説明事項.....	4
7.1 明細書、図面のページ数及び請求項の項目数.....	5
7.2 外国語書面の種類.....	5
7.3 送付書類.....	5
7.4 個人情報保護の注意事項.....	5

第二章 専利願書

願書は出願人が専利権の付与を求める書面による意思表示であり、専利出願及び出願日の取得のために必要な書類の一つである。

専利を出願する時には、専利主務官庁が規定する願書を使用し、中国語の繁体字で下記の事項を明記すべきである。もし、声明事項があれば合わせて願書に明記すること。

- (1) 発明の名称（実用新案の場合は実用新案の名称；意匠の場合は意匠の名称、以下同じ）。
- (2) 発明者（実用新案の場合は実用新案考案者；意匠の場合は創作者、以下同じ）の氏名、国籍。
- (3) 出願人の氏名又は名称、国籍、住居所又は営業所；代表者を有する場合は、代表人の氏名も明記すること。
- (4) 代理人に委任した場合は、その氏名、証書番号、事務所。
- (5) 声明事項。
- (6) その他の説明事項。

1. 発明の名称

発明の名称は専利出願の内容を簡潔に記入すべきである。意匠の名称は、それを施す物品を明確に指定しなければならない。

発明の名称に関係のない文字を冠してはならず、且つ要点を明確にしなければならない。願書及び要約書と同時にその英語の翻訳文を添付して手数料が軽減される場合は、併せて英語の発明の名称を記入すること。

願書に記載された発明の名称に不備又は専利明細書の最初のページに記載されている発明の名称と不一致の場合は、本篇第6章の規定を参照して手続きを行うこと。

2. 出願人

専利出願人とは氏名を記載して専利出願をした専利出願権を有する者のことを指す。願書には出願人の氏名又は名称、身分証番号又は統一番号(出願人が外国国籍の場合は専利主務官庁により統一的に与えられた番号)、住居所又は営業所、国籍を記入すること。法人、機関、学校による出願の場合は、代表者の氏名を明記しなければならない。願書及び要約書と同時にその英語の翻訳文を添付することで手数料が軽減される場合は、併せて出願人の英語の氏名又は名

称を記入すること。

出願人の資格の認定及び記載した内容が規定に反する場合の処理方法は、本篇第 3、5 章の規定を参照のこと。

3.発明者

発明者は自然人でなければならず、もし複数いる場合は願書に全部記載すること(詳細規定は本篇第 3 章を参照)。

発明者の氏名欄には中国語で氏名を記入すること。願書及び要約書と共にその英語の翻訳文を添付することで手数料が軽減される場合は、併せて発明者の英語の氏名を記入すること。

4.代理人

出願人が専利出願及びその他専利に関連する事項の手続きを行う時、自ら処理をするか、代理人に委任することができる。但し、台湾内に住所又は営業所を持たない者は、代理人に委任しなければならない(詳細規定は本篇第 4 章を参照)。

代理人に委任した者は、代理人の氏名、証書番号、住所等の資料を明記し、並びに署名、捺印をしなければならない。

代理人は行政手続法第 83 条の規定により、代理受取人を指定することができる。

5.住所

出願書の住所欄には出願人、代理人が書簡を受け取ることのできる住居所、事務所、営業所又は就業場所を詳しく記載しなければならない。私書箱のみを記載してはならない。記載した代理人の住所が専利主務官庁に登録した住所と不一致の場合は、専利主務官庁に登録した住所を基準とする。

出願人又は代理人が行政手続法第 83 条の規定により代理受取人を指定した場合には、願書に代理受取人の氏名、住所を明記すればよしとし、別途委任状を添付する必要はない。代理受取人の送達先も、私書箱であってはならない。

願書に住所を記載しなかった場合は、公示により期限内に補正するよう通知し、期限内に補正しなかった場合、出願は不受理とする。願書に私書箱のみを記載した場合は、当該私書箱を経由して期限内に補正するよう通知し、期限内に補正をしなかった場合は、再度公示により補正するよう通知し、それでも期限内に補正をしなかった場合は、出願は不受理とする。

6. 声明事項

優先権を主張する場合は、声明事項の欄にチェックし、関連する規定に従って必要事項を明記すること（詳細については本篇第7章を参照）。

- (1) 国際優先権を主張する場合は、当該出願が受理された出願日、国家と出願番号を明記する。
- (2) 国内優先権を主張する場合は、先の出願の出願日と出願番号を明記する。

声明事項は願書の声明事項の欄に記載することを原則とする。願書に必要事項を記載しなかったが、出願と同時に添付したその他の書類に記載済みである場合も同様に合法とする。例えば、明細書にすでに第一回目の出願が受理された国、日付（出願番号）が記載されている、又は出願と同時に優先権の証明書類を添付した場合である。

専利出願がグレースピリオドに関連する規定に符合する場合、出願時の声明を手続要件としない。出願人がその専利出願がグレースピリオドの関連規定に符合すると考える場合、審査作業に寄与するよう、その出願時に専利出願願書の声明事項の欄「本出願はグレースピリオド関連規定に符合する」にチェックし、公開事由、事実発生日、公開に関連する証明書類を添付することもできる。専利出願がグレースピリオドに関連する規定に符合するか否かは、実体審査でこれを判断し、関連する審査基準は本基準第二篇第3章4.「新規性又は進歩性喪失の例外」を参照できる。

微生物材料寄託証明書については出願日を取得する要件に属さず、願書提出後に書類を補正できるため、出願時に法の規定により声明しなければならない事項に微生物材料寄託は含まれず優先権のみが含まれる。しかし、出願人が願書において微生物材料を寄託する必要があると声明したが寄託証明書類を添付しなかった場合、法定期間内に微生物材料寄託証明書を追完するよう通知する。声明しなかった場合、方式審査の時点では微生物材料寄託証明書が必要かどうか判断できないため、補正の通知はせず、出願人は自ら法定期間内に証明書類を提出しなければならない。

同一人が同一の創作について同日にそれぞれ特許及び実用新案を出願する際、権利を接続させる利益を主張する場合、出願時にそれぞれ特許及び実用新案の願書の声明事項において二重出願の事実の箇所を選択しなければならない。二つの出願のいずれもが出願時に声明をしなかった、又はそのうちの一つの出願が出願時に声明をしなかった場合、いずれもその後には声明してはならない。

7. その他の説明事項

7.1 明細書、図面のページ数及び請求項の項目数

願書には明細書、図面のページ数及び專利請求の範囲の請求項の項目数を明記しなければならない。明記しなかった又は明記したページ数、項目数が添付した資料と一致しない場合、專利主務官庁が実際に受け取った資料を基準とする。もし、不備の事情があった場合には、本篇第 5 章の規定に従って処理する。

7.2 外国語書面の種類

出願人が外国語の書面により出願する場合、願書上にて使用言語の種類をチェックすること。外国語の種類は日本語、英語、ドイツ語、韓国語、フランス語、ロシア語、ポルトガル語、スペイン語及びアラビア語の 9 つの言語に限る。

7.3 送付書類

出願人は実際に添付した書類に基づいて送付書類をチェックするべきである。例えば：明細書 1 部、專利請求の範囲 1 部、図面 1 部、委任書 1 部、外国語明細書 1 部、図面計 () 図.....等。

もし、その他説明事項がある場合は添付書類と併せて説明することができる。例えば：発明特許又は実用新案が国防機密或いはその他国家安全の機密に係る場合、願書の添付書類の一欄に上記の事実を明記すべきである。

チェックした添付書類と添付されてきた書類が一致しない場合、專利主務官庁が実際に受け取った資料を基準とする。不備がある場合は、各関連章節の規定により処理する。

7.4 個人情報保護の注意事項

出願人が願書を記入する際には、出願の手引きに記載された個人情報保護の注意事項を詳読し、出願の添付書類（願書、委任状以外）に秘密保護にすべき個人情報が含まれていないことを事前に確認するべきである。